

北本市

kitamoto city

原油価格・物価高騰対策

中小企業・小規模企業者支援金

のご案内

一律 **5万円**
※1回限り

市では、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化するなか、原油価格や物価高騰の影響を受けている北本市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、支援金を給付します。

対象となる事業者（詳細は申請要領をご確認ください）

令和4年8月1日以前から事業を開始している中小企業基本法に基づく中小企業者及び小規模企業者（個人事業者を含む）であって、次のいずれかに該当する者

【法人の場合】北本市内に事業所を有し、北本市の法人市民税の納税義務者であること

【個人の場合】令和4年8月1日以前から申請時点においても引き続き北本市に住所を有し、主たる収入が事業収入であること（確定申告書等が必要となります）

※ 対象外の団体等

- ・社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の公共・公益法人
- ・その他、申請要領をご確認ください

申請受付期間

令和4年12月12日（月） から
令和5年 2月 3日（金） まで

その他申請方法

- ・申請方法等のその他支援金に関する詳細については、別紙申請要領、市ホームページをご確認ください。
- ・申請の際は、添付の申請書をご活用ください。

お問い合わせ先

中小企業者・農業者支援金コールセンター

048-590-1123

【コールセンター開設期間】

12月8日（木）～2月10日（金）

9：00～17：00 / 平日のみ、土日祝を除く



↑支援金に関する詳細はこちら

【事務局】北本市役所産業観光課商工労政・観光担当 048-594-5530

北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等 対策支援金申請要領

＜申請受付期間＞

令和4年12月12日（月）～令和5年2月3日（金）

＜申請方法＞

申請書類は、感染症対策のため、郵送にて申請してください。

（令和5年2月3日の消印有効）

※レターパック、簡易書留等の郵便物が追跡可能な郵送方法を推奨します。

郵送できない場合は、市役所窓口にて持参して申請してください。大変混雑することが想定されますので、時間に余裕をもってお越しください。

＜申請書送付先＞

郵送 〒364-8633

埼玉県北本市本町 1-111

中小企業者・農業者支援金事務局 あて

持参 北本市役所2階 産業観光課 支援金申請窓口

（平日のみ、午前9時から午後5時まで）

＜申請書配布方法＞

申請書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

URL <https://www.city.kitamoto.lg.jp/soshiki/shiminkeizai/sangyou/gyomu/g5/14393.html>

出力・印刷ができない場合は、市役所、北本市商工会、各地区公民館、北本駅自由通路西口側情報ラックに設置してある申請書類をご利用ください。



＜問い合わせ先＞

北本市中小企業者・農業者支援金コールセンター

048-590-1123

令和4年12月8日（木）～令和5年2月10日（金）

午前9時から午後5時まで（平日のみ）

支援金を装った詐欺にご注意を！！

支援金の申請で、北本市から次のことを依頼、連絡したり、手続きを求めることはありません。

- ・ATM（現金自動預払機）の操作やキャッシュカードの受取、借用
- ・給付手続きに手数料が必要などとした、現金の振込や支払い 等

1 支援金の概要

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が長期化する中、原油価格及び物価高騰等の影響を受ける北本市内の中小企業者等の事業継続を支援するため、事業全般に広く使える支援金を予算の範囲内で給付するもの。

(2) 給付額

法人、個人 1事業者当たり 5万円

申請要件を満たす中小企業者等（個人事業者を含む）に対し、1事業者につき1回限りの給付

2 申請要件

次の要件のいずれにも該当する中小企業者等が対象です。

- (1) 中小企業基本法における法人又は個人
- (2) 令和4年8月1日以前から事業を開始し、今後も事業を継続する意思があること
- (3) 北本市農業者物価高騰等支援金の給付を受けていない、または受ける見込みがないこと
- (4) 市税に滞納のないこと（徴収猶予を受けている者は申請可）
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為等に関する法律に規定する暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有する者でないこと
- (7) 法人税法別表に掲げる公共法人、公益法人等、協働組合等でないこと
- (8) 政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- (9) その他、支援金の趣旨に照らして不適當でない者

〈法人の場合〉

- ① 令和4年8月1日以前から北本市内に事業所を有し、北本市の法人市民税納税義務者であること

〈個人の場合〉

- ① 令和4年8月1日以前から北本市に住所を有し、申請時点においても引き続き、北本市民であること
- ② 確定申告等をしており、主たる収入が事業収入であること
・所得税法における確定申告書第一表の「収入金額等」欄の「事業」の「営業等」または「農業」の収入があり、かつ主たる収入である（最も多い）こと

- ・地方税法施行規則における市県民税申告書の「収入金額等」欄の「事業」の「営業等」または「農業」の収入があり、かつ主たる収入である（最も多い）こと

3 申請手続き（1 ページをご確認ください）

(1) 申請受付期間

令和4年12月12日（月）から令和5年2月3日（金）まで
（郵送申請の場合は、2月3日消印有効）

(2) 問い合わせ先

北本市中小企業者・農業者支援金コールセンター

048-590-1123

午前9時から午後5時まで（平日のみ、土日祝日・年末年始を除く）

(3) 審査

受け付けた書類については、記載事項に誤りや不足がないか、添付書類に不足がないかを事務局で審査します。書類の不足や記載に誤りがあった場合は、事務局から電話またはメールにて確認をさせていただくことがあります。

(4) 給付の決定、通知

申請書を受理し審査した後、支援金の給付を決定したときは、給付決定通知を送付し、指定口座に振り込みます。

審査の結果、要件に該当しない等の理由で給付しない旨を決定したときは、不給付の通知を送付いたします。

4 申請書類について

《法人》

①北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書（誓約書）

②振込先口座が確認できる書類（申請する法人名義の口座に限る）の写し
※通帳等の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の記載がある部分（通帳を開いた1・2ページ目等）

③履歴事項全部証明書（申請日から3か月以内に発行されたもの）

※写し可

※登記情報提供サービスのページを印刷または撮影したものも可

④直近の法人税確定申告書の別表一および法人事業概況説明の写し

※収受印、税理士印（署名）のいずれかがあるもの、または電子申請の場合は受信通知（メール詳細）の写しを添付してください。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」または当該年度の法人税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

⑤直近の法人市民税確定申告書の写し

《個人》

①北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書（誓約書）

②振込先口座が確認できる書類（申請する本人名義の口座に限る）の写し
※通帳等の金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人の記載がある部分（通帳を開いた1・2ページ目等）

③本人確認書類の写し

※運転免許証（両面）、運転経歴証明書、マイナンバーカード（表面）、住民基本台帳カード（写真付き）、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等

※上記書類で北本市内の居住が確認できない場合は、併せて「住民票の写し」の提出

④収入の区分のわかるものの写し（個人番号は塗りつぶしてください）

○青色申告の場合

令和3年分の確定申告書Bの第一表および青色申告決算書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、販売金額の収入があること

※收受印、受信通知、税理士印（署名）のいずれかがあるもの。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」または当該年度の申告所得税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

○白色申告の場合

令和3年分の確定申告書Bの第一表および収支内訳書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、販売金額の収入があること

※收受印、受信通知、税理士印（署名）のいずれかがあるもの。

※上記がない場合は、税務署発行の「納税証明書（その2所得金額用）」または当該年度の申告所得税の納付書（領収済通知書）のコピー等を添付してください。

○住民税申告の場合

令和4年度（令和3年分）市民税・県民税申告書の写し

- ・「収入金額等」欄の「事業」（営業等または農業）の収入があること
- ・農業の場合は、売上金額の収入があること

北本市中小・小規模企業者 原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書

令和 年 月 日

（宛先）北本市長

申請者

郵便番号
所在地（住所）
事業者名
代表者の
肩書・氏名
電話番号

印

北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付要綱第5条の規定に基づき、支援金の給付について、関係書類を添えて下記のとおり申請します。併せて、支援金の給付を請求します。なお、今般の支援金の申請（請求）にあたり、「誓約事項」を含め、給付要件を満たしていることを誓約するとともに、同意事項に同意します。

記

- 1 支援金の名称 中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金
- 2 支援金の額 50,000円
- 3 事業者の概要 法人 個人
- 4 提出書類 以下のとおり

【共通】

- 振込口座の確認ができる書類

【法人の場合】

- 法人税確定申告書別表一（直近のもの）及び法人事業概況説明書
 履歴事項全部証明書
 法人市民税確定申告書（直近のもの）

【個人の場合】

- 所得税及び復興特別所得税の確定申告書B第一表（令和3年分のもの）
 青色申告の決算書又は白色申告の収支内訳書（令和3年分のもの）
 所得税の申告が不要な人の場合は、令和4年度（令和3年分）市民税・県民税の申告書
 本人確認書類

誓約事項及び同意事項

- (1) 支援金の受給後も事業を継続します。
- (2) 市税に滞納はありません。
- (3) 申請事項及び提出書類等の内容に虚偽はありません。
- (4) 虚偽・錯誤等により給付要件を満たしていないことが判明した場合は、支援金を返還します。
- (5) 規則や要領、申請の手引きに定めのない事項や、検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合には、北本市の指示に従います。
- (6) 北本市が市税等の申告・納付状況を確認すること、並びに関係機関に照会することに同意します。
- (7) 北本市が本支援金の申請者の情報を庁内で共有し、市が実施する類似の支援金の給付状況について確認することに同意します。
- (8) 役員や従業員に暴力団、暴力団員その他の反社会的勢力は関与していません。
- (9) 本支援金に係る経理について、帳簿を備え、その収支状況を明らかにするとともに、経理の証拠書類は支援金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存します。

裏面も必ず記入してください。

法人

番号	提出書類	確認欄
1	直近の法人税確定申告書別表一の写し	<input type="checkbox"/>
	①申告書に税務署の收受日印または税理士署名はありますか？ ※電子申告の場合は受信通知の写しを併せて提出 ②令和4年8月1日までに新規開業等し、未申告の場合は、直近3か月の売上等のわかるもの（帳簿、伝票）	
2	直近の法人事業概況説明書の写し（1・2枚目）	<input type="checkbox"/>
	①令和4年8月1日までに新規開業等し、未申告の場合は、上記1-②の書類	
3	直近の法人市民税確定申告書の写し	<input type="checkbox"/>
	①令和4年8月1日までに新規開業により未申告等で添付できない場合は、北本市内に事業所が存在することのわかるもの ※法人設立届出書の写し、所在証明書（税務課発行） など	
4	履歴事項全部証明書の写し	<input type="checkbox"/>
	①申請日から3か月以内に発行されたものですか？ ②「会社成立の年月日」は令和4年8月1日以前の日付ですか？	

個人

番号	提出書類	確認欄
1	・令和3年分の所得税確定申告書B第一表の写し ・令和4年度(令和3年分)市民税・県民税申告書(表・裏)の写し	} どちらか <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	①確定申告書に税務署の收受日印、または税理士印(署名)はありますか？ ※電子申告の場合は受信通知の写しを併せて提出	
	②主な収入が「収入金額等」欄の「事業」欄の金額となっていますか？ ※主な収入(最も多い収入)が、「不動産」、「給与」、「雑」などである場合は対象となりません	
2	③令和4年8月1日までに新規開業等し、未申告の場合は、次の2つの書類 ・個人事業の開業・廃業等届出書の写し(または、営業届出済証明書・許可書の写し) ・直近3か月の売上等のわかるもの(帳簿、伝票)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	・令和3年分所得税青色申告決算書の写し(1・2頁目) ・令和3年分収支内訳書(白色申告)の写し(1・2頁目) ※市民税・県民税申告書で申請される場合は提出不要	
3	本人確認書類の写し ※運転免許証、マイナンバーカード等の現住所のわかるもの	<input type="checkbox"/>
	①令和4年8月1日までに北本市に住所を有し、申請日時点で北本市民ですか？ ②申告書等提出書類と本人確認書類の住所は一致していますか？ ※住所移転により、異なる場合は住民票の写し等が必要です	

中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金

提出書類チェックリスト

提出書類の確認後、この用紙を申請書類と併せて提出してください。

共通

番号	提出書類	確認欄
1	北本市中小・小規模企業者原油価格・物価高騰等対策支援金給付申請書兼請求書（様式第1号）	
	①記載漏れ、記載誤りはありませんか？	<input type="checkbox"/>
	②申請者の欄に記名・押印又は署名をしましたか？	<input type="checkbox"/>
	③令和4年8月1日以前から事業を開始し、申請以降も事業を継続する意思はありますか？	<input type="checkbox"/>
	④北本市農業者物価高騰等支援金の給付を受けていない、または受ける見込みはありませんか？ ※申請、受給をしていると対象になりません。	<input type="checkbox"/>
⑤性風俗関連特殊営業等を行う者、暴力団その他反社会的な団体と密接な関係を有する者、政治団体・宗教団体ではありませんか？	<input type="checkbox"/>	
2	振込先口座の通帳等の写し（下記に貼付）	
	①申請者と口座名義は同一となっていますか？ 法人の場合、代表者名義ではなく法人名義の口座ですか？	<input type="checkbox"/>
	②振込口座が確認できる書類を添付用紙に添付しましたか？ ※通帳又はキャッシュカードの金融機関・本支店名、口座種別、口座番号及び名義人の記載がある部分の写し（表紙を開いた1・2ページ目）	<input type="checkbox"/>

振込口座が確認できる書類の添付用紙

通帳又はキャッシュカードの金融機関・支店名（本店）、口座種別、口座番号及び名義人の記載がある部分の写しを、以下に添付してください。（表紙を開いた1・2ページ目など）

※電子通帳等で紙の通帳がない場合は、電子通帳等の画面の写し等

→裏面も確認